

第6節 施工計画書作成例

本資料の使用に際しては、個々の設計図書の条件や特記事項を考慮し、適宜、追加及び修正すると共に関連のない事項は削除すること。

施工計画書は、契約書及び設計図書に指定されている事項について軽微なものを除き記載すること。また、施工計画書の内容に変更が生じる場合は、事前に変更施工計画書を監督員に提出すること。

〇〇〇〇工事

施 工 計 画 書

令和〇〇年〇月

〇〇株式会社

(注) 用紙の大きさはA列4縦とする。

目次

1. 工事概要	○
2. 工事施工範囲	○
3. 計画工程表	○
4. 現場組織表	○
5. 指定機械	○
6. 主要機械	○
7. 主要資材	○
8. 承諾図書提出予定	○
9. 施工方法	○
10. 施工管理計画	○
11. 安全管理対策及び安全衛生管理体制組織表	○
12. 緊急時の体制及び対応	○
13. 交通管理	○
14. 環境対策	○
15. 仮設工事	○
16. 現場作業環境の整備	○
17. 再生資源の利用と促進と建設副産物の適正処理方法	○
18. 過積載防止対策	○
19. 下水道管渠内工事等作業中止基準	○
20. 雨水管渠（合流管渠を含む）工事が含まれる場合等	○
21. 建設発生土受入契約書（又は見積書）の写し	○
22. その他	○

※上記目次内容は、一般的な工事として共通仕様書に記載しているもので、最低限の施工計画書の内容である。
複合的に建築、土木工事を含む工事については、その内容についても列記すること。

1. 工事概要

工事名 ○ ○ ○ ○ 工事
工事場所 大阪府堺市○区○○町○丁○番地
○○水再生センター
工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
発注者 堺市上下水道局下水道部○○○○課
TEL
受注者 ○○○ (株) ○○支店
所在地
TEL
工事内容
工事内容には、設計図書の工事概要を記載する。
契約金額 円
円 (うち消費税等相当額)
適用規格
本工事特記仕様書
堺市「下水道施設工事共通仕様書」
その他
1. 下水道施設設計指針
2. 日本産業規格 (J I S)
必要な規格を列記
○. その他関係法令・規則等

2. 工事施工範囲 (機械・電気設備)

工事施工範囲は処理施設、設備等の範囲、設置・撤去する機器名称、仕様を列記する。
例)

機械設備

1. ○○流入ゲート

1) 使用目的

本ゲートは○○池流入部に設け、流入汚水の止水及び流量調整に用いるものである。

2) 仕様

①形式	鋼製電動角形ゲート
②寸法	巾 1,400mm×高 900mm
③水密方式	四方水密
④逆圧の有無	無
⑤揚程	約 900mm
⑥ねじ棒長さ	約 6,200mm
⑦数量	2基

3. 計画工程表

(計画(実施)工程表の記載例)

工事名 ○○○○工事
 契約年月日 令和 年 月 日
 工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日

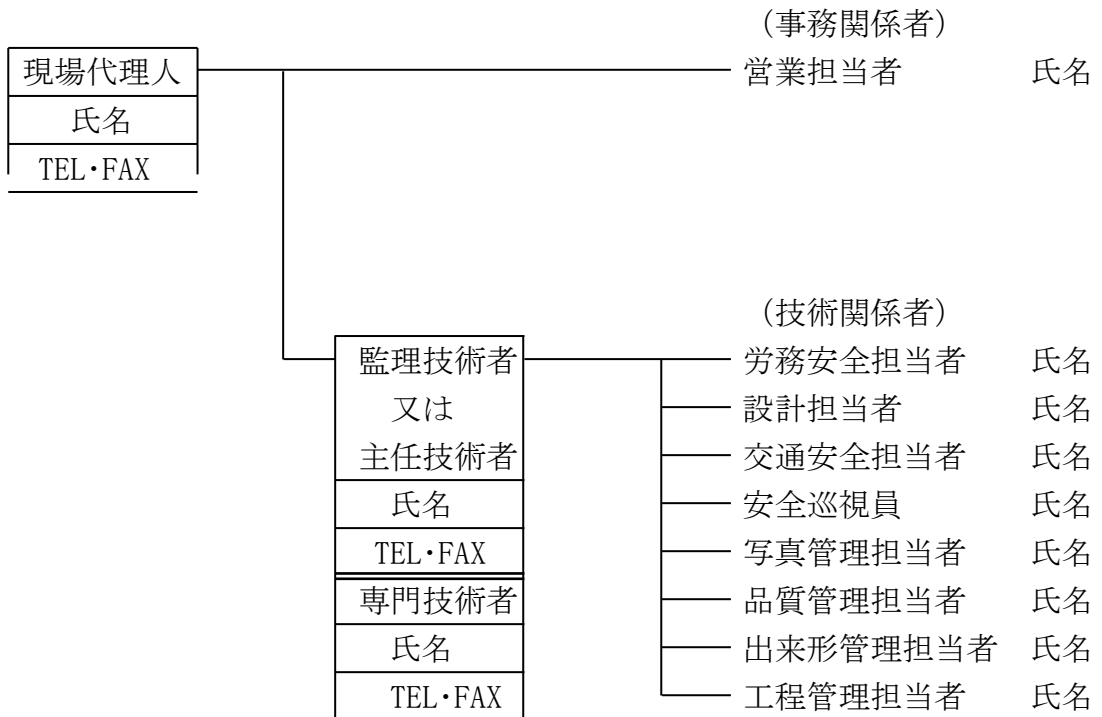
項目 工種・種別	単位	数量	○月	○月	○月	○月	○月	○月	摘要
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
機器製作	式	1	—	—					
準備工	式	1		—					
据付工	式	1			—	—			
調整工	式	1					—	—	
後片付け	式	1						—	

4. 現場組織表 (図)

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担を記載し、監理技術者、専門技術者を置く工事については、それらを記載する。

また、施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（別途提出）以外の工事については、施工体系図を記載する。

(現場組織記載例)



5. 指定機械

指定機械とは、設計図書に記載のある機械であり、各機械の形式、規格、使用目的を記載すること。

また、排出ガス対策型、低騒音型の確認方法を記載し、確認できる資料（写真、車検証写し）を添付すること。

6. 主要機械

工事に使用する重機類、発電機、主要工具等を記載する。

(主要機械の記載例)

器具名称	規 格	数量	備考
ラフタークレーン	25 t	1 式	機器・材料搬入吊込用
ラフタークレーン	16 t	1 式	機器・材料搬入吊込用
ユニック車	4 t	1 式	機器・材料運搬搬入 吊込用

7. 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要材料、また、材料試験方法等について記載する。
機器については、製作工場についても記載すること。

(主要資材の記載例)

品名	規格	購入先及び 製造業者	品質証明	摘要
コンクリート	ON/mm ²	〇〇生コン	管理試験	
異形鉄筋	D〇~D〇	〇〇製鉄	ミルシート	

8. 承諾図書提出予定

1) 今後施工前に提出する承諾図書の提出予定を工程管理と併せて予定を記入する。

①承諾図書には、機器、材料、施工等がある。

②機器製作前、現地施工前には、必ず、提出するように予定を記入する。

9. 施工方法

(1) 工事施工手順

作業名称	作業期間		備考
	自	至	

※切替工事、仮設運転など工程の重要な変化点を記載する。

※施設能力の変化等を備考欄に記載する。

※既設構造物に係る事項（占用、仮アンカー打ち込みなど）を記載する。

(2) 作業要領書提出計画

作業名称	着手日 (予定)	作業要領書		備考
		提出日 (予定)	説明日 (予定)	

※作業要領として別冊でまとめる必要があると認められる作業等を対象とする。

※説明は作業着手日（予定）の原則1週間程度前に実施、完了する。

(3) 作業要領書説明方法

(4) 監督官庁等への協議スケジュール等

10. 施工管理計画

設計図書等に基づき、その管理方法について記載する。

1) 工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法を記載する。

内容としては、下記の事項について記載する。

- (1) 施工順序
- (2) 関係業者との工程会議の開催要領
- (3) 工程調整すべき関連工事等
- (4) 監督官庁等への諸手続き
- (5) 施設の機能停止（能力低下）、一過性の道路占用等
- (6) 施設の機能維持や気象条件により制約を受ける施工項目
- (7) 承諾図書、その他完成時提出書類の提出時期及び本市の確認期間

2) 品質管理

工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制（社内検査計画、立会確認計画等）について記載する。

	品質管理		備考
	項目	確認書類等	
機器	使用材料	・材料証明書	
		・ミルシート	
	機器性能	・(現地) 試運転報告書	
		・公的機関の検査証明書	
コンクリート 構造物	使用材料	・配合報告書	
	打設前性状	・写真（打設前状況）	
	強度	・圧縮強度試験報告書	
あと施工アンカー	強度	・非破壊検査（引張試験） 報告書	
配管	使用材料	・材料証明書	
		・ミルシート	
	性能	・配管漏洩試験報告書	
鋳鉄管	使用材料	・材料証明書	
		・ミルシート	
	性能	・配管漏洩試験報告書	
埋設管	使用材料	・材料証明書	
		・ミルシート	
	性能	・配管漏洩試験報告書	
脱臭ダクト	使用材料	・材料証明書	
		・ミルシート	
	性能	・風量（ダンパ開度） 調整報告書	

※試験等の判断基準（許容値）及びその根拠出典を記載する。

3) 出来形管理

出来形管理基準に基づいて、測定項目を記載する。なお、該当工種がないものはあらかじめ監督員と協議して定める。

	出来形管理		備考
	項目	確認書類等	
機器	機器性能	・工場試験報告書	
		・写真（製作・試験状況）	
	据付状況	・据付管理記録報告書	
コンクリート 構造物	施工状況 （新設構造物）	・配筋確認報告書	
		・（アンカー溶接長報告書）	
		・寸法確認報告書	
あと施工アンカー	施工状況 （既設構造物）	・（コンクリート強度報告書）	
		・あと施工アンカー 施工確認シート	
配管	—	—	
铸铁管	—	—	
埋設管	—	—	
脱臭ダクト	—	—	

4) 写真管理

写真管理について記載する。

1 1. 安全管理対策及び安全衛生管理体制組織表

1) 安全衛生管理

2) 活動方針

3) 安全の点検

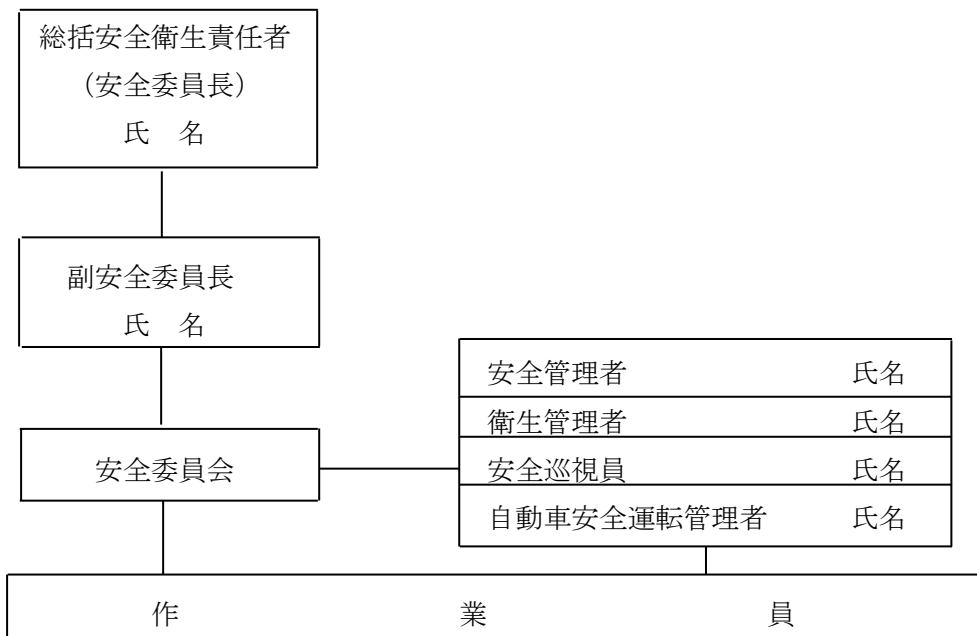
4) 安全チェック表

5) 安全対策

- ・酸欠箇所、高所、開口部、上下同時施工、重機、荷吊、資材置場の養生、火災予防など、各種作業について記載する。

6) 安全衛生管理規則

7) 安全衛生管理組織表



8) 工事施工範囲におけるアスベストを含有する吹付け材、成形板、防火区画処理材、保温材、パッキン等の有無について、調査結果及びその対応策について記載する。

- ・調査結果報告は「事前調査結果の詳細票」による。
- ・設計図書にアスベスト含有分析の指定がある場合は、その試料の採取場所を記載する。
- ・設計図書にアスベスト含有吹付け材の除去作業が含まれる場合は、その施工方法について記載する。
- ・設計図書にアスベストが含まれる成形板、防火区画処理材、保温材、パッキン等の使用箇所の記述がある場合、もしくは調査の結果含有が判明した場合、飛散防止対策並びに工事施工方法を記載する。

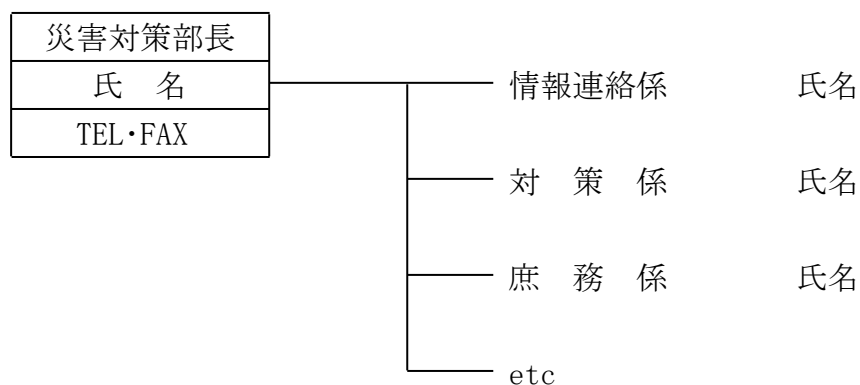
- 9) 工事施工範囲におけるリフラクトリーセラミックファイバー（RCF）等の有無について調査結果及びその対応策について記載する。
- ・調査結果報告は「事前調査結果の詳細票」による。

1 2. 緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象時又は地震発生時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策、作業現場内において事故が発生した場合に対する体制と対策等及び連絡システムを記載する。

(記載例)

大雨、強風等の異常気象で災害発生のおそれのある場合には、下記の組織構成で体制に入り、必要に応じ現場内をパトロールして警戒します。



地震予知情報が発令された場合には、直ちに工事を中止し、状況により現場の整理を行って避難態勢をとる。また、その他天災に対し必要に応じて安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保する。

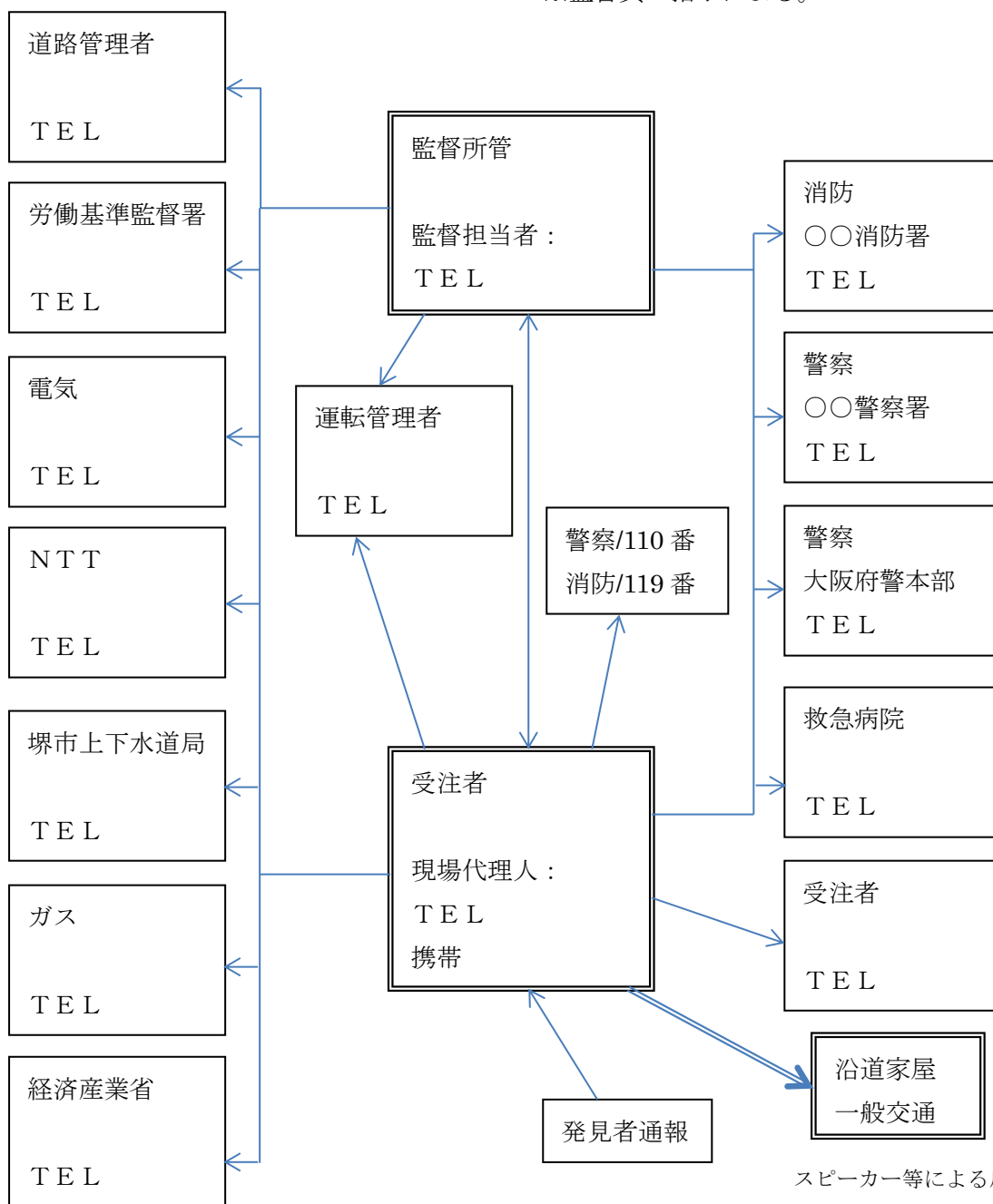
作業現場内において事故発生又はそのおそれがある場合、作業時間内は直ちに体制に入り、現場代理人以下現場構成表の各担当職務に応じて行動します。

なお、事故発生時の連絡系統及び夜間又は休日における連絡方法は下図のとおりです。

監督所管連絡先

監督所管	緊急連絡用電話番号

※監督員の指示による。



スピーカー等による広報及び
保安用具による緊急規制

13. 交通管理

資機材運搬に伴う運搬経路の検討、現場内搬入に伴う出入り口部の検討及び第三者と現道交通に対する対策について記載する。特に通学路・通勤路を考慮し、次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 資機材の運搬経路及び運搬手段
- 2) 現場内の出入り口位置、構造
- 3) 現場周辺の一般交通に対する標識、安全設備などの内容・設置場所

現道上の工事で交通規制を伴う場合は、道路管理者・公安委員会との協議事項や使用許可条件を遵守し、交通の安全を図る。

標識、保安施設等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日付）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局昭和47年2月）等に基づき設置し、図示する。このとき仮設歩道、仮設橋なども記載する。

- 4) 交通誘導員の配置計画（検定合格証の写しを添付）

- 5) ダンプトラック等による過積載等の防止対策

ダンプトラック等大型自動車による大量の土砂、工事用資材及び機械などの輸送を行う工事は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年8月2日法律第131号）など法の定めによる。

- 6) 車両制限令に基づく特車等の許可に関する事項

基礎杭、矢板、工事用機械などの運搬が車両制限令に定める車両の制限を越える場合、道路管理者の許可を得る。

1 4. 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図る事を目的として、環境保全対策関係法令に準拠して、次のような項目の対策計画を記載する。

- 1) 騒音対策
- 2) 振動対策
- 3) 水質汚濁対策
- 4) 粉塵対策
- 5) 事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
- 6) その他特記仕様書で指定された事項

15. 仮設工事

設計図書に指定されている仮設、工事全体に共通する仮設等について記載する。
仮設建物、資材置き場、車両置き場、受電等設備の規格、管理方法を記載する。
仮設備、仮設期間、使用場所、用途、使用量等、仮設内容を具体的に記載する。
また、仮設計画図を作成し添付する。

16. 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記載する。

- 1) 仮設関係
- 2) 安全関係
- 3) 営繕関係
- 4) その他

17. 再生資源の利用と促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源の利用の促進に関する法律及び本編 1-1-3-2 「建設副産物」等に基づき、次のような項目について記載する。

- 1) 再生資源利用（促進）計画書
- 2) 改良土利用計画書
- 3) 搬出伝票
- 4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト等）
- 5) 建設副産物搬出調書

(1) 現場発生品と処理区分

現場発生品名	対象物	処理区分	備考

(2) 産業廃棄物の処理契約

対象物	収集・運搬	中間処分	備考
	契約先： 許可番号： 契約期間：	契約先： 許可番号： 契約期間：	
	契約先： 許可番号： 契約期間：	契約先： 許可番号： 契約期間：	
	契約先： 許可番号： 契約期間：	契約先： 許可番号： 契約期間：	

有価物の処理契約

契約先	古物商許可	金属くず商許可	備考
	許可番号：	許可番号：	

(3) 法令遵守と履行確認

ア マニフェスト管理

イ 過積載防止措置

18. 過積載防止対策

過積載とは、ダンプ、トラックなどの自動車に定められた重量の限度を超えて貨物を運搬することをいい、次の2つの場合がある。

①最大積載重量の超過（道路交通法違反）

道路交通法では、道路運送車両法およびその保安基準に定める積載貨物の最大限度を超えて運転してはならないと規定しており、これを超えた場合は道路交通法違反となる。なお最大積載量は、車検証に記載されている値であり、ダンプや大型トラックで10t程度である。

②車両総重量の超過（道路法違反）

道路を通行できる自動車の総重量の最高限度は、道路法および車両制限令に定められており、それを超える自動車を通行させた場合は道路法違反となる。なお、軸距（ホイールベース）が短いダンプなどでは20tである。

過積載により、交通事故の増大、道路・橋梁の損傷、環境問題に与える問題が大きいため対策をとる必要がある。

1) 過積載防止計画

- ・土砂、ガラ運搬量
- ・土砂・ガラ搬出先
- ・運搬方法
- ・運搬経路
- ・仮置場の有無および仮置場の場所
- ・土砂等の掘削・運搬にかかる下請負者名
- ・積載量の管理、点検方法
- ・積載量監視責任者
- ・工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動その他必要な事項

1 9. 下水道管渠内工事等作業中止基準

20. 雨水管渠（合流管渠を含む）工事が含まれる場合等

2 1. 建設発生土受入契約書（又は見積書）の写し

2.2. その他

- ・ 事前調査結果
- ・ 工事に係る問題点
- ・ 現場の入退場時の決まり事

等、設計図書において施工計画書に記載するよう明記されているものはもれなく記載する。